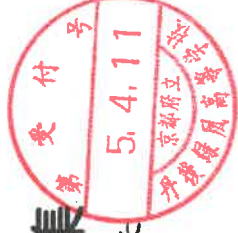


令和5年度

(配付用)

福島県奨学資金 在学採用・震災特例採用の募集

～高等学校・専修学校（高等課程）在学者を対象とした
福島県奨学学生の募集を行います～



■ 貸与月額

| 区分 | 国公立 | 私立 |
|-------|---------|---------|
| 自宅通学 | 18,000円 | 30,000円 |
| 自宅外通学 | 23,000円 | 35,000円 |

■ 応募資格

応募資格の詳細は、各学校に配布の募集の案内、願書等を確認してください。

● 学力

【新入生】

中学校3年次の全履修教科の5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、3.0以上であること。

【2年生以上】

2年生は1年次、3年生は1・2年次の全履修科目の5段階評価における学業成績の評定を平均した値が、3.0以上であること。

【震災特例採用】

学力基準はありません。

● 所得

主たる生計維持者（保護者等）の1年間の収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

収入の目安（父・母・高校生・中学生の4人家族の場合）

※ 所得基準額は、家族の人数などによって異なります。

| 給与所得者の場合 | 給与所得者以外の場合 |
|----------|------------|
| 785万円以下 | 330万円以下 |

■ 応募方法

在学している学校の奨学金担当者に願書等を提出してください。
提出期限は、各学校が指定する日となります。

■ 受付期間

令和5年4月1日～令和5年6月30日（必着）〔県高校教育課〕

令和4年度から「震災特例採用」奨学生も在学採用と同時に募集します。

「震災特例奨学金」は原子力災害被災地域において被災した生徒が対象です。
詳しくは、募集案内をご覧ください。

● 【緊急採用】

家計急変（主たる家計支持者の失職・破産・会社倒産・病気・死亡等）を理由とした「緊急採用」奨学生は、随時募集しています。詳しくは募集案内でご確認ください。

お問い合わせは、在学する学校の奨学金担当者、もしくは、
福島県教育庁 高校教育課 までお願いします。

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 電話 024-521-7775

福島県奨学資金

検索

奨学資金
実現可能

<震災特例採用奨学資金>

震災特例採用奨学資金は、原子力災害被災地域において被災し、経済的な理由により修学が困難となった高校生を支援するための奨学資金です。

卒業後の奨学生本人の収入（見込）が5年経過後も基準額を超えない場合は、特例的に返還義務を免除します。

<応募資格>

- 1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。
 - (1) **高等学校**（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は修業年限2年以上の専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の**生徒であること**。
 - (2) 次に掲げる条件を具備していること。
 - ① 県内の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、県内に6ヶ月以上住所を有していること。
 - ② 県外の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、**震災時に生徒本人が本県に住所を有し、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること**。
 - (3) 原子力災害被災地域において被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下であること。（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）
 - ① 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
 - ② 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住して市町村の判断により避難した場合
- 2 所得
主たる生計維持者（保護者等）の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。
（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

<貸与方法>

採用決定後、年2回（令和5年9月末と令和6年1月末の予定）に分けて奨学生本人の口座に振り込みます。

<利子・保証人>

無利子・連帯保証人1名（原則親権者）

<注意事項>

- 1 応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。
- 2 他の貸与型の修学資金と併願することは可能ですが、同時に受けることはできません。採用後に他の貸与型奨学資金との併用が判明した場合、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。
- 3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者は申し込みできません。
- 4 1年生以外の方も申込可能です。